

「みちのく潮風トレイルのうた」利用規程

環境省

(趣旨)

第1条 本規程は、みちのく潮風トレイルの普及を促進するために、環境省が制作した「みちのく潮風トレイルのうた」を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用できる者)

第2条 「みちのく潮風トレイルのうた」を利用できる者は、みちのく潮風トレイルの趣旨に賛同する団体又は個人とする。

(禁止事項)

第3条 「みちのく潮風トレイルのうた」を利用する者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) みちのく潮風トレイルのイメージや信用を害し、又はするおそれがある利用
- (2) 法令や公序良俗に反する利用、又はそのおそれがある利用
- (3) 「みちのく潮風トレイルのうた」を販売など営利目的での利用
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する利用
- (5) 反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある者による利用
- (6) 「みちのく潮風トレイルのうた」の歌詞および楽曲・アレンジ(編曲)の変更・追加

(利用の届出)

第4条 「みちのく潮風トレイルのうた」は、広く自由に利用されることを目的とするため、利用申請は必要としないが、どのような者が使用するかを把握するため、事前の届出制とする。利用者は、利用者の氏名、所属、住所、連絡先、利用目的、利用場所等を事前に、東北地方環境事務所に届け出ることとする。

(免責事項)

第5条 「みちのく潮風トレイルのうた」の利用によって、利用者にかんする損害が生じても、環境省はその責めを負わない。

(改善の指示等)

第6条 本規程に違反した利用者に対し、環境省は改善や利用の差し止めを指示することができる。この場合、本規程に違反した利用者には損害が生じても、環境省はその責めを負わない。

(権利)

第7条 「みちのく潮風トレイルのうた」の著作権は、楽曲制作者に帰属し、利用に関する権利は、楽曲制作者及び環境省に帰属する。

(附則)

この規程は、平成26年11月20日から施行する。

「みちのく潮風トレイルのうた」利用届出書

平成 年 月 日

東北地方環境事務所 御中

みちのく潮風トレイルの趣旨に賛同し、「みちのく潮風トレイルのうた」利用規程第4条に基づき、次のとおり届け出ます。

1 氏名（団体名・代表者氏名）

2 住所
〒

3 連絡先

4 利用目的

(※)「みちのく潮風トレイル利用規程第3条の行為を行うものではない」旨も明記すること。

5 利用場所

(注意)

利用規程に違反した場合、改善や利用の差止めの指示をされることがあるので予めご了解下さい。